

保険業法施行令の一部を改正する政令案に関する  
パブリックコメントに対する意見提出

1. 該当箇所

保険業法施行令の一部を改正する政令案第40条

2. 意見

- ・特定大規模乗合損害保険代理店に対する措置は保険業法で定められている一方で、大規模な乗合生命保険募集人については、施行令で特定大規模乗合損害保険代理店に対する措置に準じた措置を講じることが求められている。
- ・これは、生命保険募集人については、保険業法第282条第1項及び第2項において一社専属を原則としつつ、その例外として、同条第3項及び施行令第40条において乗合を認める要件を定めているため、大規模な乗合生命保険募集人については、同条を改正することにより、乗合生命保険募集人一般に適用される既存の要件に加えて、特定大規模乗合損害保険代理店に対する措置に準じた措置を講じている場合に乗合を認めることとしたものであるという理解でよいか。

以上